

V 請求事務での留意点について

(保育・教育給付課)

主な指摘事項

- 1 管理者減算
- 2 土曜日に閉所する場合の減算
- 3 雇用状況表の誤記載
- 4 食育推進助成
- 5 安全な保育を実施するための職員雇用費

1 管理者減算

管理者は常時、運営管理の業務に専従している必要があります。

そのため、管理者が、次のスライドで説明する状況に該当する場合、「管理者を配置していない」施設とみなし、減算が適用されます。

1 管理者減算

- ① 管理者が日常的に保育に従事している
- ② 管理者が専従していない
※ 1日6時間かつ月20日勤務していたとしても、それ以外の時間に運営管理以外の業務に携わっている場合
→専従していないものと扱います
- ③ こども施設整備課が認可する保育責任者が、保育と管理業務を兼務している場合（保育責任者とは別に、常時その施設の運営管理業務に専従する管理者を置く場合を除く）

2 土曜日に閉所する場合の減算

下記のいずれかに当てはまる場合、土曜開所に係る費用を定率で減算します。

- ① 土曜日（祝日を除く）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある
※閉所予定で申請していたが、実際は開所した場合は減算は行いません。
- ② 本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている
※土曜日に保育の提供を行っていても、開所時間を11時間未満で届け出ている場合はすべての土曜日が減算の対象となります。

3 雇用状況表への誤記載

① 病休・産休・育休中の職員の記載

② 退職職員の記載

③ 他事業専任職員の記載

※他施設・他事業（一時保育・私立幼稚園等一時預かりなど）との兼任職員を記載する場合は、他施設・他事業に従事する予定時間を差し引いて記載してください。

上記の事例が判明した場合、過去にさかのぼって雇用状況表の再提出と、返金を求めます。

4 食育推進助成

向上支援費の食育推進助成は、開所日全てで自園調理をしている施設に対する助成です。

「開所日全て（月から土曜日まで（日曜日・祝日を除く）」において、自園調理をしている必要があります。（月曜日から金曜日まで自園調理をしている施設であっても、土曜日（祝日除く）に外部搬入やお弁当持参などの対応をしている場合は、加算の対象となりません。）

5 安全な保育を実施するための職員雇用費

対象事業：小規模保育事業（A・B型）、事業所内保育事業

【安全な保育を実施するための職員雇用費の**加算対象外となる場合**】

- ① 常時2人以上の保育士を配置していない。
※保育士の配置基準を満たすために、管理者がシフトに入っている場合は当該加算の対象となりますが、管理者が専従していない場合に該当し、管理者減算が適用されます。
- ② 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施している。（小規模保育事業A型のみ）

まとめ

- ① 雇用状況表は毎月必ず内容を確認して、各月初日時点の状況を反映してください。
- ② 加算要件に該当しない事実が確認できた場合、既に支給した加算額を返還していただくことになります。
※不正請求と判断した場合は、支給額の返金だけでなく加算金や利息を請求させていただきます。また、返金に応じない場合は給付費の支給停止等の法的措置を執る場合があります。

<返還事例>

4年間にわたり、管理者が専従要件を満たしていなかった事例

- ・不正請求の返還額 …約2,600万円
 - ・子ども・子育て支援法に基づく加算金 …約400万円
 - ・民法に基づく利息 …約200万円
- 計 約3,200万円

まとめ

今回の説明をうけて、該当事例がある場合は
保育・教育給付課にご相談ください。

<お問い合わせ先>

保育・教育給付課

045-671-0202 または 045-671-0204